教育委員会11月定例会会議録

- 1. 日 時 令和3年11月16日(火)午後4時00分~
- 2. 場 所 ウララⅡ (7 F) 会議室1
- 教育長 入 野 浩 美 3. 出席委員 今野 登 喜 子 職務代理者 委 鈴木敏之 員 委 員 長 沼 早 苗 員 岡島 学 委
- 4. 委員以外の出席者

教育部長 望月亮一参 菊 地 正 和 事 教育総務課 藤井 徹 学 務 課 田中裕之 生涯学習課 佐 賀 憲 一 文化振興課 中澤達也 課 長谷川清美 スポーツ振興課 大 橋 博 指導 図 書館 木塚久仁子 武藤知子 博物館

- 5. 議題
 - (1) 議案

議案第24号 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)に対する意見について (教育総務課・生涯学習課・文化振興課・スポーツ振興課・指導課)(非公開)

議案第25号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定に対する意見について

(文化振興課) (非公開)

議案第26号 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について (学務課)

- (2) 報告
 - ① (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定について(教育総務課) (非公開)
 - ② 令和4年十浦市成人式の概要について

(生涯学習課)

③ 国登録有形文化財「一色家住宅」の寄附受入れについて

(文化振興課)

④ 土浦市新治運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱の制定について

(スポーツ振興課)

- ⑤ 川口運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱の制定について(スポーツ振興課)
- ⑥ 新治運動公園多目的グラウンド人工芝化実施設計及び駐車場整備工事実施設計 業務委託について (スポーツ振興課)
- (3) その他
 - ① 土浦市文化祭及び市民会館自主文化事業の実施について

(文化振興課)

- 6. 傍聴者 なし
- 7. 議事内容

教 育 長 ただいまより、令和3年11月の教育委員会定例会を開催いたします。

開催に当たりまして、委員の出席定数を満たしておりますので、本日の会議は成立するということで進行させていただきます。

本日の議事のうち、非公開とさせていただきたい案件が3件ございます。議案第24号令和3年度土浦市一般会計補正予算案に対する意見について、議案第25号 土浦市立 土浦市民会館の指定管理者の指定に対する意見、それから報告事項の(1)土浦市立 上大津地区統合小学校建設候補地についての3件でございます。

これらの案件は12月の市議会にかかる案件でございますので、議会開催前のために非 公開とさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

教 育 長 それでは、議案第24号、25号、報告事項の(1)につきましては、非公開とさせてい ただきます。

> なお、本日は傍聴者がございませんので、次第のとおり進めさせていただきます。 それでは最初に、次第の2番、教育長報告事項について、教育総務課より説明をお願 いいたします。

藤井課長。

教育総務課 教育長

ただいま教育長の報告事項がございましたが、ご質問等ございませんでしょうか。 それでは、次第の3番、議案に移りたいと思います。

まず、議案第24号 令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)に対する意見についてお願いいたします。

五つの課がございます。補正予算がございますので、進行につきましては、担当課に て補正予算の内容説明を行った後、質疑応答をして、そして次の課の説明に移るとい うように、一つずつ行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。 初めに、教育総務課からお願いします。

【議案第24号「令和3年度土浦市一般会計補正予算(第10回)に対する意見について」を協議】(非公開)

教 育 長 議案第24号は、原案どおり可決することで決しました。

続きまして、議案第25号 土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定に対する意見について、文化振興課お願いします。

【議案第25号「土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定に対する意見について」を 協議】(非公開)

教 育 長 それでは、議案第25号は、原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、議案第26号 (仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、学務課よりお願いします。

学務課 資料の10ページをお願いいたします。

(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会委員の委嘱について、ご説明 いたします。

10月の教育委員会定例会におきまして、(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の設置要綱の制定について御報告させていただいたところでございます。開校に向けて、校名、学校の運営方針、通学路など様々な事項等を協議検討するに当たり、設置要綱第3条の規定に基づきまして、表に記載されました統合対象校の保護者、地域住民及び教職員18名の方々に対し、委員の委嘱をするものでございます。11ページをお願いいたします。

参考としまして、(仮称) 土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の設置要綱 の抜粋となります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いしたいと思います。 長沼先生、お願いいたします。

長 沼 委 員 準備協議会というのは、大体どのぐらい、年何回程度開催されるものですか。

教 育 長 田中課長。

学務課 年3回程度を想定しています。

長 沼 委 員 この役員の方は、任期が終わると、また新しい方が入られて継続していくということになりますか。

学務課おっしゃるとおりです。

教 育 長 よろしいですか。

それでは、議案第26号は原案どおり可決することでよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

教 育 長 議案第26号は、原案のとおり可決することに決しました。

それでは、次第の4番ですが、報告事項に移りたいと思います。

まず、報告事項の(1)(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定について、教育総務課よりお願いします。

【報告事項①「(仮称)土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定について」 を報告】(非公開)

教 育 長 それでは次に、報告事項(2)令和4年土浦市成人式の概要についてです。 佐賀課長、お願いします。

生涯学習課 定例会資料14ページをお願いいたします。

令和4年土浦市成人式の概要について御説明させていただきます。

期日につきましては、令和4年1月9日日曜日、場所はクラフトシビックホール土浦、 市民会館でございます。

対象者は、土浦市住民登録者数で1,353名でございます。

新型コロナウイルス感染症対策で二部制にすることで、会場の定員の50%を目途としまして、式典を30分以内とするなど対策を徹底してまいります。

委員の皆様にも、後日参加のご案内をさせていただきたいと思っております。一部、

二部に分かれてのご出席にご協力いただけますよう、よろしくお願いいたします。 説明につきましては以上でございます。

教 育 長 通常の今年の成人式でございます。

一番下に記載しておりますとおり、お待たせしておりますのは、時期が逆転をしてしまうのですが、通常の開催日の件ですが、2月27日に予定しているとおり、こういうふうに感染防止対策を講じて、同じようなスタイルで開催をしたいという予定でございます。

ご質問等ございましたら。

長沼先生どうぞ。

長 沼 委 員 コロナ対策感染防止の対策の2番目に、いばらき電子申請・届出サービスを活用して 参加者の事前登録を実施とありますが、参加したい人は、事前にこの電子申請をして おかなければいけないわけですね。

教 育 長 佐賀課長。

生涯学習課 コロナウイルス対策の関係で、出席者の住所氏名、全て把握をするというようなこと で準備のほう進めさせていただいております。

可能な限り、いばらき電子申請、今ホームページのほうで入力作業をしていただいて おります。

ただ、分からないで現場に来てしまった方もいらっしゃいます。そういった方には、 その場で住所氏名、記入をしていただいて、受付も現地のほうで行わせていただく準 備のほうも同時に進めております。

以上でございます。

教 育 長 フォローも考えているということでございます。その他、ご質問ございますか。 岡島先生どうぞ。

岡島委員 延期になって、2月27日に開催する際の規模は、縮小で行う予定ですか。

生涯学習課 令和4年の成人式及び令和3年の成人式、ともに同様の形で二部制を取りまして、式 典のみというような形で、できる限り室内に留まる時間は、30分程度に留めたいとい うようなことで進めさせていただいております。

教 育 長 その他ございませんか。

長沼先生どうぞ。

長 沼 委 員 先ほどの事前登録をした上で、さらに、当日来た方にアマビエちゃんの登録をしなく てはいけないのですか。

生涯学習課 名簿と茨城県のアマビエちゃんのシステム、理由が異なりますので、名簿の作成の御協力のために、電子申請、もしくは現地の受付をします。

アマビエちゃんに関しましては、感染者が出た場合に、県からそのメール宛に、感染者がいましたというようなことで後日通知が届くというようなサービスでございますので、両方やっていただきたいということでございます。

教 育 長 今野先生どうぞ。

今野委員 参加者についての登録については分かったのですけれども、例えばPCR検査とか、 ワクチン接種済とか、そうした条件みたいなことは、あえて確認しないのですか。当 日の検温だけですか。 牛涯学習課

感染拡大、今後また感染者が増える可能性ということが現在では高いと考えられているところではございますが、イベント等の対応の状況などにつきましては、ワクチン接種証明の活用というようなことは、報道でもございますけれども、今後も国の動向を注視しながら進めさせていただきたいと思っております。

PCR検査等につきましては、全ての方に実施していただけるというようなことに関しては、なかなか難しいと考えておりまして、当日につきましては、ご自分で体温を測ったり、現地のほうで体温を測らせていただいたりというようなことで対応をさせていただきたいと考えております。

教 育 長

情勢を見ながらですけれども、現時点で義務化みたいな、そんなことは想定をしてい ないという回答であります。

長沼先生、どうぞ。

長沼委員

先ほど、名簿をつくることとアマビエちゃんへの登録は、目的が違ってとおっしゃったと思うのですけれども、名簿は作成しなければいけないのですよね。今までは作っていなかったのですか。

生涯学習課

室内で行うようなものでございますので、短時間ではございますが、感染のリスクは ゼロではないというようなところもございます。

公共施設等を使った場合には、保健所のほうにどういった方が参加したのかというようなことで、感染者が出た場合に報告等を求められることがございます。

そういったことで、感染拡大を防止するためにそういった名簿の作成というもの、その後を追いかけていくための名簿の作成というものが必要であると考えております。 また、アマビエちゃんのほうにつきましては、自動的に県のシステムを用いて、自分 で確認できるというような制度でございますので、そういったものへの登録のほうも 促していきたいというところでございます。

教育長

似ている仕組みで、負担感もなくというような感じがしますけれども、アマビエちゃんのほうは、むしろ推奨ということで、できるだけ御自分で確認をできるというメリットがある。

また、名簿をつくることは少し義務的というか、一応ルールでそういうことなのですか。

生涯学習課

現在も、感染者の拡大を確認するために、市の施設等を使っていただいた方には、利用者名簿を提出していただいております。

市の事業でも、そういった同様の名簿を作成しておりますので、成人式に関しても同様に進めたいということでございます。

今野委員

そもそも名簿ってあるのではないでしょうか、はがきか何かで出して。出席確認など、 受付もありますよね。

生涯学習課

事前に御案内のはがきは差し上げます。

ただ、御案内のはがきを差し上げる方が、住民基本台帳に登録のある方で二十歳になる方を対象に作成しておりますので、既に市外や県外に転出されていて、ただ地元に戻ってきて成人式に出席したいという方については、はがきが送られていないという状況がございます。

あとは、全ての方が参加されるわけではなく、例年5割から6割程度の方が出席して

いるというような状況がございますので、正確な名簿の作成というようなことでこの ような形を取らせていただいております。

教 育 長 従来もつくっていたんではないでしょうかということについては、お答えをいただけ ますか。

生涯学習課 名簿につきましては、従来は発送者のリストのみだったんですけれども、現在はこの コロナ対策というようなことで、参加者のリストをつくるというようなことが目的で 作成のほうをさせていただくものでございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項の3番でございます。国登録有形文化財「一色家住宅」の寄附 受入れについて。

中澤課長、お願いします。

文化振興課 定例会資料の15ページをお願いいたします。

国登録有形文化財「一色家住宅」の寄附受入れについて御説明いたします。

1番目の概要でございますが、国登録有形文化財建造物「一色家住宅」について、所有者より建物及び土地の寄附申し込みがあったことから、5月の教育委員会定例会及び6月議会において、補正予算166万5,000円を御承認いただき、境界確定測量及び地積測量業務を実施いたしました。

このたび測量業務が概ね完了したことから、寄附受入れの手続を行うものです。

2番目の寄附の申込者は、牛久市在住の彫刻家一色邦彦さんで、土浦藩土屋家の家老職を務めた御子孫にあたります。

3番目の寄附の内容は、①に記載のとおり、登録文化財建造物の主屋と離れの2棟の建物及び②の表に記載されている土地、合計3,934平米余となります。うち共有地として2筆、250平米余が含まれております。

③の寄附の範囲ですが、16ページをご覧ください。

青色の線で囲まれている箇所が一色邦彦氏の所有地で、赤色の箇所が隣接地地権者と の共有地となります。

また、17ページが建物の平面図となります。17ページをご覧ください。

上側の建物が国登録有形文化財でして、中ほどの外廊下でつながっている北側の建物 は平成元年に増築されたものです。

続けて18ページをご覧ください。

令和3年4月30日付で成立されました公有財産寄附申込書です。表の中ほど、寄附しようとする理由ですが、歴史ある国登録有形文化財建造物と付属する日本庭園を寄附することによって、土浦市の歴史文化の薫り高いまちづくりや、市民の皆さんの心のうるおいを形成する財産として役立ててもらいたいためとあります。

また、寄附の条件としましては、文化施設としての活用を希望しますとのことです。 15ページにお戻り願います。

4番目の寄附の流れですが、①の公有財産寄附申込書は、先ほど御説明したとおりです。

②境界・地積測量及び登記等業務委託につきましては、記載のとおりでございます。

③の所有者変更及び地積の登記につきましては、本市における公有財産の取得管理及

び処分に関し審議するための土浦市市有財産管理委員会においてご審議いただき、その結果を踏まえてのこととなりますが、12月中旬ごろには法務局への登記完了を目指しております。

説明は以上でございます。

教 育 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

鈴木委員

私もここ、食事をして利用をしたこととかありますけれども、大変落ち着いたいいと ころなのですが、この敷地を見ますと、裏のほうの土地がありますので、そこも含め て何か有効活用を計画的にやっていけたらいいのかなと思います。

教育長

活用の方向性について、もし課長、お話しできることがあればお願いします。

文化振興課

裏山のほう、台地から傾斜地、そして主屋の裏側に池があって庭園になっている、この庭園につきましては、前回5月の教育委員会の定例会のほうでお話をさせていただきましたが、遠州流風の庭園であるということでございます。

土浦藩藩主初代、二代が遠州流の茶道に傾倒したというようなことは、茶道界では結構有名なお話でございまして、そういう景観を望めるようなお茶会などができるような施設でいければなと、一つの案でございますけれども。

そのようなことでの利用活用についても検討していて、素晴らしい景観でありますので、自然そのものを残していって、主屋とセットで利用できればと。

あと所有者のほうも、全て寄附することに意味があるんだよというこだわりを持って ございました。

そういったこともございますので、寄附者の希望どおり、全ての寄附を受け入れると いう考えでございます。

教育長

よろしいでしょうか。

続きまして、土浦市新治運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱の制定に つきまして、お願いします。

大橋課長。

スポーツ振興課

19ページをお願いいたします。

土浦市新治運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱の制定についてでございます。

こちらは、ごく簡単に申しますと、飲料メーカーと警備会社と土浦市の3者間で協定を交わしまして、市の施設に自動販売機を置かせていただくと防犯カメラ1台を寄贈しますというような協定を交わしました。

名称としましては、一般社団法人日本セキュリティ振興協会、それから同じく一般社団法人の防災防犯自販機協会と土浦市の3者協定を交わしまして、団体と協議の結果、自動販売機は、先ほど来から出ております佐野子の市民運動広場、そちらに自動販売機を置いて、防犯カメラにつきましては、20ページの写真のとおり、新治運動公園の野球場に設置したいと計画しております。

さきの6月、そちら写真にもありますとおり、多目的広場の北西、その丸印の箇所に 不法投棄をされてしまいまして、それの再犯防止のためにも役立つだろうということ で、協議の結果、佐野子につけるのは自動販売機ですけれども、そこではなくてもい いということなものですから、新治運動公園につけさせていただくことになりました。 それで、きちんとその管理とか運用面について、要綱を定めなくてはなりませんので、 21ページからが実際の要綱の案でございます。

21ページ、要綱の主な点を説明させていただきますが、ちょうど中段のほうに第3条がございます。こちらは、防犯カメラの適正な管理等を図るため、スポーツ振興課長を管理責任者とする。

それから下に行きまして、第5条では管理責任者の責務。

22ページに行きまして、上から10行ぐらい下がったところの第6条では、防犯カメラの稼働時間。

さらに2行下がりまして、第8条では、その画像の取り扱い。

8条の2におきましては、画像の保存、中でも記録装置に記録されたときから概ね9 日間を保存期間とすること。

あるいは、同じ第8条の3においては、画像の閲覧についている制限等について明記 しているものでございます。

24ページにありますとおり、今回、自販機協会のほうでつけていただく防犯カメラの記録装置はSDカードを使ったものになっております。画像の保存期間が9日間ございますので、実際に何か事件があったときとかについては、本当に役立つのかなと考えているところでございます。

新治の防犯カメラにつきましては、以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございましたら。 長沼先生、どうぞ。

長 沼 委 員 9日間ということは、9日以内に何かあったら書き換えられる、上書きされちゃうんですよね。そうすると、結構、頻繁にどなたか行っている、管理しているということですか。不法投棄があるとかないとか、何か事件があったとかっていうのは、その周りをどなたかきちんと管理しているということですか。

スポーツ振興課 9日で上書きされてしまいますので、それこそ事件があったときとかは、もう警察も動きまして、現場検証をした上で、ここに防犯カメラがあるというのが分かりますので、その時点でSDカードは取り出して、その事件があったと思われる日から、9日間はさかのぼって確認することができるというものです。

長 沼 委 員 不法投棄は黙って捨てていくわけなので、誰かが捨てられたことに気がつかないと、 そのまま9日経つのかなと思うのですが。

スポーツ振興課 失礼いたしました。常時、この野球場とか多目的グラウンドは委託業者もおりますので、その利用の申し込みがある日は、朝開錠に行ったり、夕方施錠したりという作業も行っていますので、9日間以上気づかないということはないかと思われます。

長 沼 委 員 佐野子に自販機を設置するとおっしゃったのですけれども、自販機設置は許可するけれども、電気代とかいろいろかかるものは、この業者が負担してくれるのですか。

教 育 長 大橋課長。

スポーツ振興課 自販機の電気代については、メーターを設けまして、その相手方の協定締結団体のほうが負担します。今回このカメラで市の負担となるのは、防犯カメラの電気代は市のほうの負担ということで協議が済んでいます。

長 沼 委 員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

岡島先生、どうぞ。

岡 島 委 員 カメラは1台だと思うのですけれども、この稼働範囲というのは、どうなっています

か。

スポーツ振興課 20ページに写真がございますが、この右上が予定画角、このぐらいの見える角度にな

るかと思います。

右上の囲みの写真の中にあります丸い点が不法投棄をされた場所です。

あと、A面野球場のバックネット後ろの階段付近、ここにも実は自動販売機があるんですが、そういう意味でも、ここを訪れる人を見るためにもこの角度が有意義かと計画しているところでございます。

教 育 長 下の写真の電柱ではないですけれども、ポールのところに設置して、上の写真の画像 が保存できるということでよろしいですか。

スポーツ振興課はい。

教 育 長 ですから、このエリアだけということです。

事故のあったところを中心にということでございます。

よろしいでしょうか。そのほかはございますか。

続きまして、川口運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱の制定について ということで、引き続き、大橋課長。

スポーツ振興課 引き続き、26ページをお願いいたします。

こちらは、川口運動公園における防犯カメラ、川口運動公園に5カ所6台の防犯カメラがございます。

27ページにその図面をお示ししてございますが、その管理等に関する要綱の制定についてでございます。

恐れ入りますが、26ページのまずは4番の経緯を説明させていただきます。

この防犯カメラは、実は平成30年度、令和元年度に行いました茨城国体、それが1年前の平成30年度に、当時、国体推進課が茨城国体の開催に併せて整備したものでございます。その後、国体推進課の廃止に伴いスポーツ振興課に引き継がれたものでございます。

先ほど説明させていただきましたが、実はこれまで要綱等を制定せずに、今日を迎えてしまいましたので、今回、新治運動公園における防犯カメラの管理等に関する要綱を制定することになりましたので、併せて川口運動公園についても、同様に要綱を制定し、適正な運用を図るものでございます。

28ページから要綱案を添付してございますが、内容につきましては、新治につけます防犯カメラと同様でございますので、省略させていただきたいと存じます。

駆け足でしたが、以上でございます。

教 育 長 ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんか。

岡島先生、どうぞ。

岡島委員 こっちに関しては、もう付いているものを法的な文章で整備したという考え方ですか。 教育長 大橋課長。

スポーツ振興課おっしゃるとおりでございます。何も要綱等がありませんでしたので、正しく適正に

管理するという意味で制定するものでございます。

教 育 長 それでは、報告事項の6番目、新治運動公園多目的グラウンド人工芝化実施設計及び 駐車場整備工事実施設計業務委託について、大橋課長、お願いいたします。

スポーツ振興課 恐れ入ります。資料3と書かれた2枚つづりのものがあるかと思います。そちらお願いいたします。

かねてから進めております新治運動公園多目的グラウンドの人工芝化実施設計及び駐車場整備工事実施設計業務委託についてでございます。

こちらは、事業の目的でございますが、新治運動公園多目的グラウンドの人工芝化を 推進し、より快適なスポーツ環境の整備を図るとともに、利用者増に対応するため、 駐車場を増設することで一層の利便性向上を図るものでございます。

2番の業務委託の結果でございますが、人工芝化工事のほうが、概算事業費が約3億7,800万円、駐車場整備工事のほうは約5,900万円で、実施設計のほうが上がってきたところでございます。

(2)整備の概要でございますが、資料3の3ページをご覧いただきます。

野球場の左側、多目的グラウンド(人工芝化)、こちらを全面人工芝にするものでご ざいます。

下に薄い黄緑色で示されている部分がハイレベルな人工芝を使用しまして、そちらが 1万472平米、プレーイングエリアと呼んでいます。

少し濃い緑色になっている部分が7,161平米あります。併せて1万7,633平米を人工芝化するものでございます。

上の写真の多目的グラウンドの西側、こちら調整地の一部を駐車場に変える工事を行います。駐車場の整備台数は、新しく86台になる予定でございます。

車両侵入路等、黄色い点線の部分で示されていましたもので、今の現存の駐車場から 入っていけるように進入路を整備いたします。

それから、多目的グラウンドのほう、いたずらや勝手に散歩などに使われても困りますので、外周路、法面の上の部分に延長529メートルにわたって高さ3メートルのフェンスを回す計画でございます。

資料3の4ページ、一番後ろのページは、駐車場の配置図になってございます。

駐車場のほうは現在212台分ございますので、今回86台増えますので、整備後の公園内 駐車場は、合計で298台となる予定でございます。

それから、資料3の2ページでございます。

今後のスケジュールでございますが、令和4年の6月には駐車場の工事の着工、それから人工芝のほうは、令和4年の9月に着工を予定しております。令和5年の3月には人工芝、駐車場とも竣工をさせたい。令和5年の4月の年度当初には供用開始を目指して、来年度工事に入る予定でございます。

以上でございます。

教育長 この件につきまして、ご質問等ございましたらお願いします。

長沼先生、どうぞ。

長 沼 委 員 人工芝にすると、メンテナンスというか、ずっとこのままではいられないとは思いますが、そういう計画は、何年に1回とかあるんですか。

教 育 長

維持管理の方法について、大橋課長。

スポーツ振興課

令和2年度に、市が直接工事をしたほうがいいのか、あるいはリース方式のほうがいいのかという選定をいたしまして、市が施工するということでまとまりました。

その中では、10年リース方式とかもあるのですが、やはり整備をしても耐用年数は概ね10年以上とは言われております。

普段のメンテナンスとしては、年4回程度、芝の根を起こすというか、どうしても寝てしまいますので、それを起こすようなブラッシングかけが、年4回程度行えば、通常の状態を維持できるというふうに調査の結果が出ております。

まずは工事をした上で、その後、使いながら、そういうメンテナンス面については、 毎年定期的にどのぐらいやればいいかというのをこれから見極めて、ほかの施設等も 今見ていたり聞いたりしておりますので、適正な管理ができるように維持管理に努め ていきたいと考えております。

長沼委員

ありがとうございます。

教育長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、報告事項は以上でございます。

最後5番、その他でございますが、土浦市文化祭及び市民会館自主文化事業の実施に つきまして、中澤課長、お願いいたします。

文化振興課

定例会資料の33ページをお願いいたします。

土浦市文化祭及び市民会館自主文化事業の実施についての御案内でございます。

1番目、第50回土浦市文化祭については、今年度18事業中12事業が新型コロナウイルスの影響で中止となっており、残り6事業が開催を計画、うち(1)から(3)の三つの事業がこれからの開催を予定しております。日時、開催場所、内容は記載のとおりでございます。お時間等ございましたら、ご覧いただければと存じます。

次に、2番目の市民会館自主文化事業「柳亭市馬・市寿 親子会」の御案内です。

詳しくは別添のチラシを添付してございますので、後ほどご覧いただければと存じます。落語協会会長であり、昨年、芸術選奨文部科学大臣賞を受賞した市馬による師匠と弟子の競演になります。こちらもお時間等ございましたら、ぜひご覧いただければと存じます。

説明は以上でございます。

教育長

ご案内を挟みました。よろしいでしょうか。

それでは、以上でその他の案件終了でございます。

次回の定例会の日程につきまして、藤井課長、お願いします。

教育総務課

今後の会議の日程につきましてお伝えさせていただきます。

まず11月の臨時会議でございます。12月定例会の一般質問の内容につきまして、開催について判断をさせていただきたいと思っておりますが、開催する場合には、11月29日の月曜日午後5時からお願いいたします。

次に、12月の定例会です。通常は第4火曜日でありますが、12月は第4火曜日が12月28日となってしまいまして、年末となってしまいますことから、1週前の21日の火曜日にお願いいたします。こちら午後4時からでございます。

それと、もう一つでありますが、総合教育会議を12月24日金曜日の午後4時からお願

いいたします。

以上3件になりますが、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

教 育 長 ただいま11月の臨時会議と12月定例会、そして総合教育会議の日程につきまして、御 案内いただきました。御都合よろしいでしょうか。

都合がつかないときには、また御相談いただければ。

それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会といたします。ご審議 ありがとうございました。